条約第3条（最善の利益）

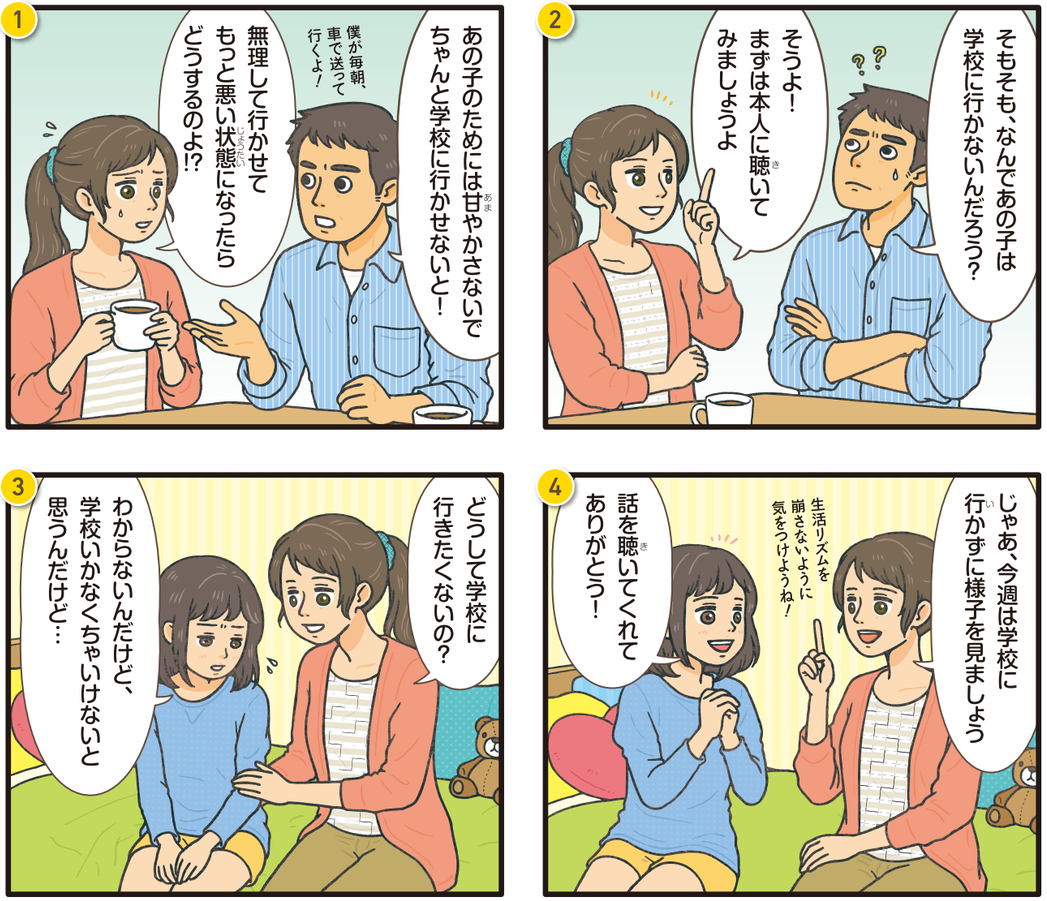
あなたにとって もっともよいこと

あなたに関係のあることが決められ、行われるときには、大人は「あなたにもっともよいことは何か」を第一に考えなければなりません。

あなたに関係することを決めるときは、あなたがその場に参加して、あなたの意見を聴くことが大切です。

そのとき、大人はあなたの意見を大切にします。

あなたの人生は、大人の都合で決められてよいものではありません。



条約第5条（親の指導を尊重）／ 第6条（生きる権利・育つ権利）
第18条（こどもの養育はまず親の責任）／ 第23条（障がいのあるこども）／ 第24条（健康・医療への権利）
第26条（社会保障を受ける権利）／ 第27条（生活水準の確保）／ 第28条（教育を受ける権利）
第31条（休み、遊ぶ権利）／ 第39条（被害にあったこどもの回復と社会復帰）

生きる・育つ権利

あなたは、命が守られ、安全に、安心して生きることができます。

あなたは、大人からあたたかい愛情を受けながら、あなたのペースで健やかに成長できるような生活を送ることができます。

例えば…

- あなたは、大人に育ててもらうことができます。
- ケガや病気のときは、病院に行って必要な治療を受けることができます。
- あなたの発達や成長に応じて、自立に向けた教育や支援、保健サービスを受けることができます。
- 休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加することもできます。

